剣和会々則

第１条（名称）

「剣和会（以下「本会」）という」と称する。

第２条（目的）

本会は大和高田市並びに広陵町を中心とした近隣剣道愛好者の技術交換並びに錬成と親睦を目的とする。

第３条（活動）

1　本会の練成は、原則として次のようにおこなう。「終了時刻」は「退出時刻」をいう。

(1) 毎週土曜日の 19 時 00 分から 20 時 30 分まで・・・大和高田市立高田西中学校体育館

ただし、20 時 50 分までに校内を退出すること。

(2) 毎週水曜日の 19 時 00 分から 21 時 30 分まで・・・広陵町立中央体育館格技室

ただし、未成年にあっては 21 時 00 分までに終了する。

2　本会は役員会に諮った場合に限り、必要に応じて対外練習並びに試合をおこなう。

3　その他役員会で必要と認めた事項をおこなう。

第４条（構成）

本会は次の者を以て構成する。

1　純粋な剣道愛好者で本会の主旨に賛同する者。

2　未成年者にあっては、本人の希望と保護者の承認のある者。

本会則の施行以降は次の場合に限り入会できる。

3　1 の推薦保証による者。

4　その他役員会で認められた者。

第５条（入会資格）

本会には前条の定める場合以外はこれを認めない。

入会を希望する者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、会則遵守の誓約と「スポーツ安全保険料」「入会金（成人のみ）」「年会費」の納入をしなければその受付をされず、入会を認められない。

年会費については第 10 条に別途これを定める。

「スポーツ安全保険」は他の所属等での加入の如何を問わず義務づけとする。

第６条（役員）

本会には次の役員をおき、それぞれの任務を司る。

なお、役員は第４条の１から選出し、１と２の以外の兼任を妨げない。

１　会　長　　１名　本会と統率し役員会並びに総会を召集する。

２　副会長　　２名　会長を補佐し、会長に事故ある場合はこれを代行する。曜日ごとの１名。

３　会　計　　１名　本会の会計全般を司る。

４　渉　外　　２名　対外交渉全般並びに会計監査を兼任する。

ただし、大和高田市、広陵町から在住者各１名

書　記　　２名　会運営に関わる配布印刷物の作成・ｗｅｂサイトの管理をおこなう。

4については常任を必要とせず、1～4の者の兼任を認める。

ただし、兼任者は役員会においてその権限を重ね持つことはない。

また、未成年者にあっては役員資格を与えることはない。

５　理　事　　若干名　会長の要請により随時、各役員の補佐をおこなう。

ただし、男女各一名を常任とする。

第７条（役員の任期）

本会各役員の任期は会計年度の１年とし、その再任を妨げない。

第８条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

第９条（運営費）

本会の運営に関する一切の費用は、入会時に徴収する「年会費」「スポーツ安全保険料」の他、必要を認めたときの臨時会費並びに寄付金を以てこれに充てる。

ただし、寄付金については役員会で諮られたものでなければならない。

第10条（会費）

本会の会員は次の会費を納入しなければならず、納入した会費は次の理由の如何を問わず返却しない。

(1)　入 会 金　3,000円（成人のみ）

(2)　年 会 費　成人3,000円・未成年500円

ただし、成人の途中入会者は入会月により算出する。

ｱ　4～７月入会　3,000円

ｲ　8～11 月入会　2,000 円

ｳ　12～3 月入会　1,000 円

未成年者の場合、三期割は該当せず入会時期にかかわらず年会費とする。

＊　将来、施設使用料が有料となった場合はその時点において成人年会費は「8,000 円」とする。

ただし、その場合は４期制とし「１～４期」に分類し１期ごとの分割を認める。

(3)　保 険 料　　毎年更新時にスポーツ安全保険料

ただし、途中入会者は、入会時に振り込み手数料（100 円に消費税を加算した額）と合わせて納入。

(4)　臨時会費　その必要を認めたとき役員会に諮り徴収する。

(注) (1)については入会時、(2)については毎年度末１～３月中に納付しなければならず、これがおこなわれなかった場合は「休会」または「退会」とする。（４期制採用時は「各期間前」とする）

長期欠席等で納付の機会が遅延する旨の申し出があった場合を「休会」とし、何ら意思表示のない場合は「退会」と見なす。

事情により、長期間稽古に参加できない旨の申し出があった場合、稽古再開までの期間を「休会」とする。

「休会」中の年会費については徴収しない事とする。なお、稽古再開時の年会費については、途中入会者の算出方法に準じるものとする。

未成年の会員が年度内に成人となる場合は翌年度から成人に該当とする。

第 11 条（支出）

本会の運営費は次の場合に支出する。

1　施設の使用に関する一切の費用。

2　次に該当する弔事。　それぞれに費用を定める。

なお、県内若しくは近県等で可能な場合は代表者を派遣するが派遣に関する費用は支出しない。

(1)会員の逝去　　・・・香料　5,000 円並びに榊一対（若しくはこれに代わるもの）

(2)会員の父母・配偶者・子　・・・香料　5,000 円

3　スポーツ安全保険料

4　その他役員会で必要と認めた費用。

第 12 条（総会）

本会は毎年 3 月に総会を開催する外、必要に応じて会長が臨時総会を召集する。

総会では新役員を選出する外、会計による会計報告及び渉外による会計監査報告、並びに会長による運営状況報告及び必要な審議がおこなわれなければならない。

ただし、未成年者にあっては総会参加資格を与えることはなく、重要事項の発生に伴い会長が召集する臨時総会には、

その保護者の出席を認め意見等を述べることが出来るが決議に関する定数とはならない。

第 13 条（役員会）

本会の役員会は、入会希望申し込みがあった場合並びに役員の申し出があった場合、速やかに開催されなければならない。

第 14 条（決議）

総会並びに役員会はそれぞれ 2/3 以上の出席を以て成立し、1/2 以上の賛否で決議する。

ただし、事故のため欠席する場合はその権限を出席者に委任しその定数とすることができる。

また、被委任者 1 に対して委任者は 2 までとする。

第 15 条（資格の喪失）

本会の主旨に反する言動が認められた場合は、ただちに臨時総会若しくは役員会に諮る。

この場合、前条の定めるところにより会員である資格を喪失する場合がある。

第 16 条（その他）

本会の会員は本会則を遵守し総会並びに役員会の決議に従わなければならず、これらに不服のある場合は脱会の意思表示をしなければならない。

その他、施設使用時間を遵守すること並びにその保全に留意し、退出時には使用施設を復元しなければならない。

第 17 条（補足）

本会則に不備が認められた場合は、速やかに臨時総会を開催しその改正の手続きを執らなければならない。

軽微な事項については役員会で専決することを認めるが、速やかに会員に周知しその同意を得なければならず、総会時の決議定数の同意が得られなかった場合には臨時総会を開催しなければならない。

第 18 条（錬成大会）

会員の技術等向上を図るため、本会主催の錬成大会を開催する。　細目は別途「錬成大会試合規則」にこれを定める。

第 19 条（事故等の責任）

会場への往復並びに通常の錬成中に発生した事故は会場での応急処置をのぞき該会員の責任においてその費用等を負うものとするが、医療費を伴う場合は役員に申し出て「スポーツ保険組織」の定める規約に基づき必要な手続きを取ることとする。

本会則は、令和 4 年 3 月 26 日通常総会により改正。同日から施行する。